

新旧対照表

○県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年3月31日教育委員会規則第7号）

新	旧																		
<p>第1条・第1条の2（略） （入学検定料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立高校入学者選抜又は県立中等教育学校入学者決定の場合において同一の県立高校内又は県立高校若しくは県立中等教育学校相互間において志願変更をするときは、入学検定料の納付を要しない。ただし、県立高校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料の額と定時制の課程に係る入学検定料の額との差額を、<u>県立高校の通信制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料を</u>、県立高校の通信制の課程から定時制の課程に志願変更をする場合にあつては定時制の課程に係る入学検定料を納付しなければならない。</p> <p>第3条（略） （授業料の納付）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する期（以下「期」という。）並びに期ごとの納付額及び納付期限は、次の表のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期</th> <th style="text-align: center;">納付額</th> <th style="text-align: center;">納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期（4月から<u>6月まで</u>）</td> <td>年額の<u>4分の1</u>に相当する額</td> <td>9月12日</td> </tr> <tr> <td>第2期（<u>7月から</u>翌年3月まで）</td> <td><u>年額の4分の3に相当する額</u></td> <td>12月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第5条～第12条（略） 第1号様式～第3号様式（略）</p>	期	納付額	納付期限	第1期（4月から <u>6月まで</u> ）	年額の <u>4分の1</u> に相当する額	9月12日	第2期（ <u>7月から</u> 翌年3月まで）	<u>年額の4分の3に相当する額</u>	12月12日	<p>第1条・第1条の2（略） （入学検定料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立高校入学者選抜又は県立中等教育学校入学者決定の場合において同一の県立高校内又は県立高校若しくは県立中等教育学校相互間において志願変更をするときは、入学検定料の納付を要しない。ただし、県立高校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料の額と定時制の課程に係る入学検定料の額との差額を、県立高校の通信制の課程から定時制の課程に志願変更をする場合にあつては定時制の課程に係る入学検定料を納付しなければならない。</p> <p>第3条（略） （授業料の納付）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する期（以下「期」という。）並びに期ごとの納付額及び納付期限は、次の表のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期</th> <th style="text-align: center;">納付額</th> <th style="text-align: center;">納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期（4月から<u>9月まで</u>）</td> <td>年額の<u>2分の1</u>に相当する額</td> <td>9月12日</td> </tr> <tr> <td>第2期（<u>10月から</u>翌年3月まで）</td> <td><u>同</u></td> <td>12月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第5条～第12条（略） 第1号様式～第3号様式（略）</p>	期	納付額	納付期限	第1期（4月から <u>9月まで</u> ）	年額の <u>2分の1</u> に相当する額	9月12日	第2期（ <u>10月から</u> 翌年3月まで）	<u>同</u>	12月12日
期	納付額	納付期限																	
第1期（4月から <u>6月まで</u> ）	年額の <u>4分の1</u> に相当する額	9月12日																	
第2期（ <u>7月から</u> 翌年3月まで）	<u>年額の4分の3に相当する額</u>	12月12日																	
期	納付額	納付期限																	
第1期（4月から <u>9月まで</u> ）	年額の <u>2分の1</u> に相当する額	9月12日																	
第2期（ <u>10月から</u> 翌年3月まで）	<u>同</u>	12月12日																	